

師として自任し得るかを考へらるべきであらうと思ふ。

更にそれに進むべき最も近くは唱題三業受持の國家社會への具体化である。本化行法の社會への具体化それこそ本門戒壇建

立必然の前提であり宗祖の法華經的眞生命は此の一点にあつたと信じて疑はない。

## 日蓮聖人御系譜の研究

鈴木智好

### ◎ 研究の動機

宗祖御書中には俗姓に關しては殆んど仰せられてゐない。「海人の子」とか「賤民の子」とか仰せられてゐるのみである。宗祖自らは左程家系に對して關心を持つて居られなかつた様である。然し日蓮聖人の流を洩む吾人が其の祖先は何か、又如何なる人の子孫であつたかを明にする事は、大上人の御事蹟を研究し其の教學を研究すると同様に重大なる意義を有するものと思ふ。大聖人が如何に本化の上首上行菩薩の御再誕にせよ、御兩親なくしては此の世に御出世遊ばされなかつた。而して御兩親も又其の御先祖なくしては有り得ないのである。大聖人の御先祖が直接其の教學に關係しないにしろ、大聖人の家系を研究する事は、吾人の與へられたる當然なすべき任務である。然るに

宗祖滅後六百五十有餘年を歴たる今日此の重大事が等閑に付され今日迄何等具體的研究の行はれなかつた事實は余りにも宗祖の本地てふ思想にとらはれたる結果ではなからうか。

滅後二百年前後「長祿寛正記」「化導記」「註畫譜」等によりてや、俗姓に關する研究の有つた事は有つたが、古來の宗門人は、是等を以て大法弘通の政策的意圖に出でたるものとして、其の俗姓を高め、貴顯紳門に縁を求めて、九重の雲上に大法を達せんとするよすがなりと言ひて、かゝる文献を等閑に付し、又何等權威なきものと下したのである。

以下順を追ふて是等信すべき文献を出して大聖人の御先祖は果して何氏なるやを確めんとするものである。

日蓮聖人の御傳記を拜讀し、又其の御先祖を尋ぬる人の誰しも一様に心付く如く、其の御先祖に關しては全く書かれてゐな

い。偶々語られてゐても何等研究の材料となる様な文献は一つもない。古來大聖人御先祖に對する説に二様がある。一説に「日蓮聖人註書讚」「當家宗旨名目」等は聖武天皇の末裔三國氏であるとせられてゐる。然し三國氏は普通聖武天皇の流裔でなく繼体天皇の末孫だといふ事になつてゐる。尤も源氏にも平家にも種々の流がある様に聖武流の三國氏が一概に無いとは斷言出来ない。又一説には大聖人の御先祖は藤原氏で鎌足公より十二代備中守共資が一條帝の正曆元年京都から初めて下向して遠州の國司として、遠江村櫛に住した。共資公に子がなかつたので井伊谷の八幡宮に祈つて子を求めた。寛弘七年庚戌正月元旦に八幡宮に祈誓を凝し神井の中から小兒の泣聲がしたので其の子を拾つて養子とし共保と名けた。其の井戸の傍に橋の木があつたから共保以來井桁に橋を家紋として井伊家と稱した。と即ち藤原氏を以て其の先祖とする兩説がある。三國氏の根據となるべき文献は「宗旨名目」「註書讚」「國字傳」等で、藏原氏の根據となるべき文献は「長祿寛正記」「蓮祖家譜」「蓮公行狀」「小湊系圖」「眞名山系圖」「高祖傳」「別頭統記」「高祖年譜」「眞實傳」「井伊氏系圖」等である。然らば何故にかゝる兩説が生じたかと言ふに、玉澤境持院日通上人は「眞名氏は三國氏であつたが井伊盛直の三男政直が遠州の眞名氏を繼いだから藤原氏となつた」と言つてゐるが是は何等の根據もない。淺井要麟師は、「長祿寛正から文明時代へかけて相前後して現れた聖人の姓氏系譜に關する根本史料の間には一貫した定説がない。即ち一系

關御書」系統では、其の先祖を三國氏とするに對し「長祿寛正記」系統では藤原氏となつてゐる。その三國氏の祖先は聖武天皇ではなく、普通には繼体天皇である。「系圖御書」はこゝにも一つの破綻がある。また其良と鮎大臣との同異、政直と重實との連絡等解き難き謎である。其の他配流の理由にしても一は所領の争といひ、他は平家に與同した結果ともいふ云々、即ち兩様の説がある是れは後に詳しく述べる事にする。今言ふ三國氏とは藤原氏より出たる三國氏にして、三國氏と言ふも藤原氏と言ふも共に宗祖の御先祖である事は間違ひない。

鎌足公より十二代共資公が初めて共保公に對して、井桁に橋の家紋を興へ、共保公より代々井桁に橋を以て家紋とせし事は、是れ正しく大聖人の御家紋と合致する所にして、大聖人の御家紋は共資公より出でたる事は疑ふ餘地なき事實である。此の詳説は後に述ぶるが今は次に言ふ如き研究の動機を一言せんとするのみである。

共資公初め京より下向し村櫛に住居し共保を養子として井伊谷に城を興へ遠州の國司たらしめ、自身は再び村櫛に隠棲した。現在井伊谷に龍潭寺あり。代々の井伊家の菩提寺にして此處に共保公以來の石碑がある。然れ共初代共資公の墳墓は龍潭寺にはなく、井伊家を初め龍潭寺に於ても其の墳墓を搜し求めてゐたが今日迄發見する事が出来なかつた。但し共資公の位牌のみは井伊家の御魂屋龍潭寺にあり、其の法號を信元院殿前備中守

本源道性大居士と言ふ以て當時國司たる事が窺はれるのである。然も是が龍潭寺に保存せらるゝも未だ共資公を以て井伊家の祖とせず、共保公を以て元祖なりと考へられたのである。然るに大正七年初めて共資公墳墓の地及び古墳が濱松市法雲寺住職鈴木智精師の獻身的努力によりて村櫛村に發見せられ、龍潭寺にある。當時の文獻と一致し此處に多年不可解なりし共資公が漸く世に公にせられんとした。以下述ぶるが如き理由により、宗祖の御縁祖を共資公と斷定し、共資公、共保公二代を中心に村櫛、井伊谷に於ける諸古文書を蒐集して、古來の説と比較し、動かざる證據を引いて宗祖の御縁祖を共資公也と斷定し鈴木師が卅餘年間に於ける苦心の結晶たる本研究を此處に披瀝せんとするものである。

### ◎宗祖俗姓に關する御書

日蓮大聖人御事蹟の研究は、大聖人御自身御認め遊ばされた御書による事が最も必要である。然も大聖人の御一生は其の御遺文を通じて遺憾なく發揮されてゐるが、今言はんとする俗姓に關しては、御遺文四百餘篇の中殆んど語られず、僅かに五六ヶ所に窺はれるのみである。然も此の中一つには御自身を何等由緒なき海邊の一賤民の子也。と言へるものと、二つには由緒ある名家の末孫也。と言へるものと、の兩様がある。古來此の大聖人の二種の御書により學者は種々なる解釋を加へ、今日に於ては何故か大聖人の御俗姓、御家譜に關しては何人も語らな

いのである。然も其の第二の御家譜に關する御書「聖人御系圖御書」「本門宗要鈔」を眞偽未決なるものとし、大聖人御先祖を研究するに最も重要な是等御書を、何等文獻的に考察せずして、直ちに眞偽未決なるものとして取扱ふは餘りにも早計に過ぎた感がある。「聖人御系圖御書」「本門宗要鈔」の二篇こそ大聖人の系圖を研究するに不可欠の大聖人御自撰の文獻である。今兩様の御書を出し漸次是が研究を進めんとするものである。

- 一、佐渡御勘氣鈔「日蓮は日本國東夷安房國海邊の旃陀羅が子也」(一七〇)
- 二、佐渡御書「日蓮今生には貧窮下賤の者と生れ、旃陀羅が家より出たり」(一八三〇)
- 三、本尊問答鈔「日蓮は東海道十五ヶ國の内第十二に相當る安房國長狹郡東條郷片海の海人の子也」(二八〇二)
- 四、四條金吾殿御返事「身の智分は且らく置きぬ」(二九八六)
- 五、善無畏三藏鈔「日蓮は安房國東條片海石中の賤民が子也。威徳なく、有徳の者に非ず」(六四〇)
- 六、妙法尼御返事「日蓮は日本國安房國と申す國に生れて候ひしが氏の家より出で、頭をそり袈裟を着たり」(二七七〇)
- 七、中興入道書「日蓮は中國都の者にもあらず邊國將軍等の子息にもあらず、遠國の老民が子にて候しかば」(二九二九)

と以上七書を拜するに、大聖人は自らの素性を「海人の子也」と言ひ又「旃陀羅の子也」と言はれ何等姓氏に關して語られてゐないのである。然るに此に問題となるのは次に掲ぐる二書であ

る。今その全文を出さば、

一、聖人御系圖御書（續集二〇六）

自三神武一四十五代聖武天皇、河内守通行、末葉遠江貫名五郎重實と云までは十一代也。重實其子三人有レ之嫡子貫名仲太次男仲三同三男仲四是也。依三所領相論ニ度度上奏致と云ども依レ無二其下知ニ合戦いたし一族を亡事多レ之。然間配所安房國東條片海と云所被レ流罪。次男仲三其子日蓮是也。

文永元年八月十四日 日蓮在御判

長享二年戊申七月日奉寫之六十七日朝判

二、本門宗要鈔（第二卷集一二三）

出生の處は安房ノ國長狹郡東條小湊浦釣人權頭ノ子也。

弘安五年七月日日蓮在御判

此の二書は大聖人御家譜の研究には不可欠の重要な御書である。此の二書を除いては大聖人御俗姓の研究は出来ないものである。それだけ此の二書の價值は大でなければならぬ。佐渡御勘氣鈔以下七書には、系圖に關しては何等の御記述なく、一賤民の子と言ふに對し、本門宗要鈔には釣人權頭の子也と言ふ。權頭とは公卿の罪有つて左遷せられた者は多く權守となつてゐる。故に權頭とは權守の意味で地位ある流人の意に取るべきである。本門宗要鈔の權頭が地位ある人の流人になつた意味とすれば、聖人御系圖御書は正しく權守の意味を敷衍して具さに其の系圖に對する説明と見るべきである。然るに旃陀羅が子也と言ひ、又權頭の子也と言へるは甚だしき自語相違である。大聖人は何故にかゝる自語相

違をなしたかと言ふに、前掲の四條金吾殿御返事にありし如く「身の智分は且らく置きぬ。法華經の方人として難を忍び庇を蒙る事は漢土の天台大師にも越へ、日域の傳教大師にも勝れたり。」（九八六）と仰せられたるが如く宗祖の本化上行菩薩の再誕たる御自覺を以て其の俗姓よりはむしろ本地の開顯法華經の行者としての日蓮たる事を闡明せんがためにかく仰せられた事と考へらる。又四姓平等を説き階級打破を基調とせる佛教なる故に宗祖は特に賤民とか或は旃陀羅と仰せられたのである。旃陀羅とは印度に於ては首陀羅とも言ひ、四姓の中最下級に屬する者を言ふ。

如斯大聖人は事更に御自身の御俗姓を語らうとせず賤民の子として甘ぜられたのである。然れ共後世聖人の御先祖に對し疑を起す者あるを慮り四百餘篇の中僅かに二ヶ所御自身の御系圖に對し語られたものと拜察するのである。

即ち宗祖が只「旃陀羅が子也」と言ふのみにて「系圖御書」「本門宗要鈔」を御作製遊ばされなければ、永く日蓮大聖人は旃陀羅の子として其の御先祖に對して何等知る事が出来なかつたのである。かゝる意味に於て四百餘篇の中僅かに二篇に其の御俗姓を語られたのである。以下御俗姓に關する古今の文獻を出して、宗祖の御家譜を研究せんとする。

◎俗姓に關する古今の文獻

一、長祿寛正記 以上の御自撰を除いては長祿寛正記が宗祖の

系圖に關する最古の文獻である。是は長祿四年鍋冠日親聖人が京都で釋放され關東へ下向するに當つて管領細川勝元の館で開陳された時の記録である。

長祿四年八月十八日非常の大赦の行れし所に、今度蒙ニ免許一法華の僧日親聖人。本國ニ下向せんとて管領の館に參り今度の御恩を謝し、其の次に法華の難レ有法門を談じ男女をすゝめ先師日蓮房の行狀を解ス。伊勢守貞親も其の座にはしけるが。次に彼の宗の起を尋らる、日親申しけるは、されば開山日蓮は日本無双の法華經の行者なれば、諸宗より偏執の思なしけるにや。其の行狀を元享釋書にも不レ被レ入高僧傳にも無レ之。されば昔く其の始を不レ知故に誤多し。俗姓は藤原院院ノ左大臣冬嗣公の御子良門の二男兵衛ノ佐利世其の子少納言共良の後胤也。共良四代の孫備中守共資京より下向し遠州村櫛に居住す。共資五代の孫赤佐太郎盛直其の一男を井伊良直、二男を赤佐俊直、其の弟を貫名政直と號す。其の政直の孫に重實其の子重忠。此の重忠の時伊勢平民に與力して安房國長狹郡東條片海市河村に被ニ配流一て配所に生ずる千今の日蓮聖人は也。

長祿四年記 聖滅一七九年

是れは「寛政重修家譜」及び「續群書類總」の井伊家の家譜とも一致し、又「貫名氏系圖」とも合致するのである。

二、當家宗旨名目 長祿寛正記の翌年即ち寛正二年に中山系の本成日實の記述せるもの也。

尋テ云ク大聖人ノ御俗姓如何。答曰ク高祖ノ御俗姓最モ大切也。自ニ神武一四十五代聖武治二十五年也。其後仰喜天皇ニ奉レ讓給。此天皇第五王子井德親王申御子二人御座也。一人勸學宮、一人ヲ鮠ノ大臣ト申也。孝謙天皇ノ御時他國ヨリ此國ヲ計トスル其時、他國ノ將軍ヲバハタエ將軍ト云也。爰ニ此ノ討手ノ大將ヲ鮠ノ大臣ニ仰セ給也。其時ニ三國トイフ姓ヲ給フ。河内守通行ト名乗ル也。神龜八年九月十三日他國ニ向テ本意ヲ遂ゲ敵四方ニ散也。其時勸賞思様可レ成宜地下身守護奉ベシトテ勸賞大國數多給也中ニモ遠江國ハ子孫迄ト御約束也。河内守通行ノ末葉遠江貫名五郎重實ト云フマデハ十一代也。此重實其子三人有レ之嫡子ハ貫名仲太、次男ハ仲三、三男ハ仲四也。所領論程其ノ下知ナキニ依テ合戰ヲ出シ一族滅候。去ル間第二ノ仲三ヲバ安房國東條ノ市河ト云フ所ヘ流シ畢ス。仍日蓮大聖人ハ此仲三ノ御子ニテ御座也。依レ之三國遠江貫名仲三ト繼圖ハ有レ之也。此事系圖御書ニ見タリ。彼書能ク能ク可レ奉レ習者也。寛正二年、聖滅一八〇年

是れ「系圖御書」を敷衍せしものである。

三、元祖化導記 行學朝師の述作せるものである。

或記ニ云ク、其先祖ハ遠州ノ人、貫名五郎重實也。平家ノ亂ニ安房國ヘ被レ流。然ルニ重實ニ二人子有リ、長男不レ知レ之、次男ハ貫名次郎重忠ニ五人有レ子、一ハ藤太、二ハ幼少死玉ヘリ。三ハ仲三郎、四ハ元祖聖人也。五ハ藤平云々文明十年聖滅一九七四年、註書讚永正年中鎌倉妙法寺の圓明澄師の著述せるもの、

蓮師ノ姓ハ三國氏也。父ハ遠州刺史貫名重實ノ次子重忠也。師ハ其第四子、其ノ先ハ聖武皇帝之裔也。父ハ自遠州一窟ニ安房國長狹郡東條郷片海市河小湊浦ニ成ル漁叟ト母ハ清原氏、記述年月未詳、著者永正七年歿、聖滅二二九年

五、蓮祖家譜

大職冠鎌足—淡海公—房前—眞楯—内麿—良門—

—高藤

—利世—共良—良春—良宗—共資—共保—

一條帝ノ御宇遠州井伊谷ニ有リ八幡宮ニ其瑞籬之傍ニ有リ神田ニ其ノ田ノ邊ニ有リ御手洗井ニ神主正月朔旦ニ社參シ而シ過グ其井邊一時ニ一赤子見レ在ニ井ノ中ニ則取テ視レニ之ヲ形容端正ニノ眼精明瑩ナリ神主驚歎ノ謂ク非ズト尋常之人ニ遂ニ懷ニテ歸ル子家ニ鞠ニ育スルノ之ヲ猶ニ貫子ニ比フ七才ニ共資聞テ而爲シ奇ト遂ニ養テ爲シ子ト以テ其ノ女ヲ妻ス之ニ十五才ノ時加テ元服ヲ曰フ共保ト人品絶倫才智謀略殆下如シ神ノ撫テ人民ニ威ス敵ヲ軍功許多而勇名冠タリ時世ニ國民信ニ敬フ之ヲ而遂ニ爲ス國之後嗣ト故爲ル藤氏ト以テ其ノ出生スルヲ子井ノ中ニ以テ井ヲ爲家號亦以テ井桁ヲ爲ス家號ト初ノ出生ノ時井ノ邊ニ有ニ盧橋一顆ニ神主畫ク橋ノ紋ヲ産衣ニ遂ニ相ヒ傳テ以テ橋ノ形ヲ爲ス衣服之紋ト御手洗今猶ラ存ノ有リ之

—共家—共直—惟直—盛直—良直—俊直—彌直—政直—

—行直—重實—重忠—日蓮

—直友

六、貫名氏系圖 小湊誕生寺什寶  
天御中主尊—天兒屋根尊—鎌足—淡海公—

—武智麿

—房前—眞楯—内麿—冬嗣—忠仁公

—利世—共良—良春—良宗—共資—共保—共家—共直—

—惟直—盛直—良直

—政直—俊直—直友

—重實—重直—重忠—重政—重友

—早死—藥丸—藤平

七、本化別頭高祖傳

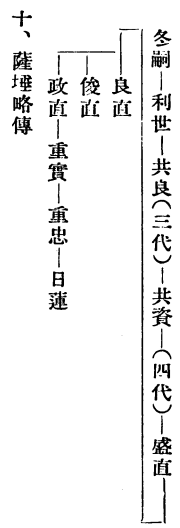
俗姓ハ者藤原氏世々食ムニ于遠州貫名ノ郷一滝ヲレ事績多シ因テ以テ貫名ヲ一呼ブレ之ヲ父貫名氏重忠建仁三年癸亥與ノニ伊勢平氏ニ而叛ク遂ニ竄ルニ房洲小湊浦一母ハ清原氏産ニ四男兒一長男重政次者天シヌ次者高祖次者重友也。享保第五庚子之秋八十三翁日省書

八、本化高祖年譜

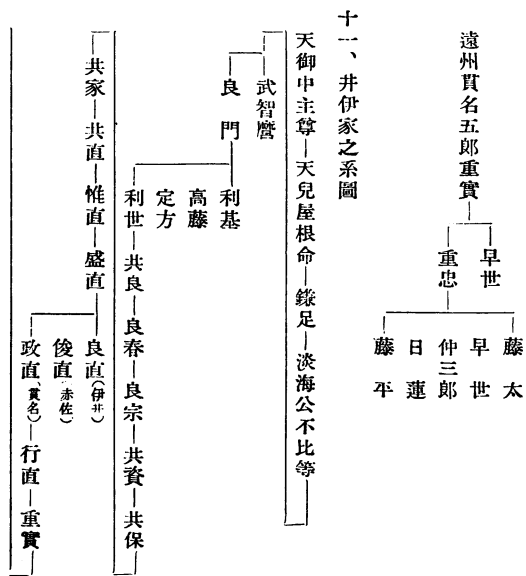
大士姓ハ藤原其ノ先四郎君諱ハ政直ナル者食ムニ邑ヲ遠州貫名一因

以三貫名一氏トス焉。四郎君曾孫次郎君諱ハ重忠。坐レ事嫡サルニ于房州長狹郡一。健立、玄得

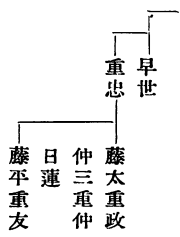
九、別頭統記



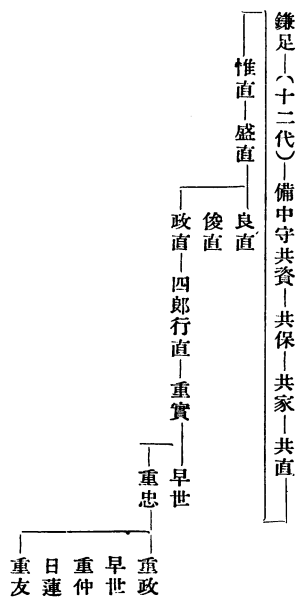
十一、井伊家之系圖



日蓮上人御系譜の研究



十二、日蓮大士眞實傳 小川泰堂



十三、日蓮聖人正傳 本多日生著

そうして父が誰であつたかと言ふに、即ち貫名重忠、母は清原氏と申するのでありますが梅菊女と申したと傳へられて居るのであります。此の貫名はどういふ人であつたかといふにこれは遠江貫名といふ所の領主でありましたが鎌倉の北條の怒に觸れて房州の方に流されたのであります。

十四、日蓮聖人略傳 田中智學述

日本國安房邦は長狹の郡東條の郷市河村といふ海濱に故ありて配流の身となりし權頭重忠の一子として、この東海の邊隔なる一漁村に呱呱の聲をあげられたのである。聖父重忠は貫名氏、本姓は三國にして聖武天皇の後裔、母は清原氏は梅菊と申す。

十五、日蓮聖人の研究卷一 山川智應

山川博士は大聖人御先祖に對しては何等斷案を下してゐない「我等は史的には何れとも定めないものである」と言つてゐる、目下研究中で具体的發表はしてゐない様である。

次に博士の日蓮聖人傳十講には、

遠江の貫名氏は藤原氏で、房前の後十一世備中守共資が一條帝の正曆の初め遠州村櫛に住してゐたが子がないので井伊神社に祈つて子を求めた。或る時神井の中から小兒の泣聲がしたので其の子を拾つて養子とし、共保と名けた、其の井の傍に橋があつたから、よつて共保以來井桁と橋とを家紋とし井伊氏と稱した。共保から六世の政直が山名郡貫名に住して初めて貫名を姓した。政直から又四世にして重忠に至つた。其れ故重忠公は大職冠鎌足から廿一世の孫だといふ。

田中先生は三國氏だと言ふのに對し、山川博士は藤原氏を取つてゐる。同じ國柱會でもかう異つてゐる。故に此の判定は非常に困難である。

十五、上行再誕論 藤田文哲著

日蓮聖人は種姓人が臍陀羅であるから上行の化身ではないと

言ふかも知れないが、其頃こそ御父君事に座して東條郡に流人の身とはならせ給へども、世が世ならば遠江守の家柄にたましませし也。遠系は大職冠鎌足である。以上の如く大聖人御俗姓に關する代表的なものを擧げたのである。此の中其の内容に隨つて分類すれば大体三類に分つ事が出来る。

一、系圖御書 宗旨名目 註書讀、國學傳 田中智學

自神武四十五代—孝謙—井德親王—

勸學宮

—鎌大臣—(九代)—重實—

仲太  
仲三—日蓮  
仲四

二、長祿寛正記 連祖家譜 連公行狀 小湊系圖 高祖傳 別頭統記 年譜 眞實傳 山川智應 藤田文哲 井伊家系圖

冬嗣—良門—利世—共良—(三代)—共資—

(四代)—盛直—

良直  
俊直  
政直

三、化導記 薩埵略傳 本多日生

遠州貫名五郎重實—重忠—

藤世  
早三郎  
仲三  
藤日平  
日蓮



第一類は三國氏を以て先祖とするに對し第二類は藤原氏を以て先祖としてゐる。第三類は只貫名氏と言ふのみにして其れ以前には何等ふれてゐない。第一類の中井伊家の系圖のみ藤原鎌足より八代の孫共良が三國氏を名乗つたと言ふ。若し共良が三國氏とすれば其の三國氏は藤原の三國氏である。此の三國氏と第一類に言ふ三國氏との關係如何と言ふに其れは下に述べる事にする。今は只文獻を列擧するに止めておく。

### ◎文獻の検討

前に掲げた文獻の中、宗祖の御自撰は「系圖御書」「本門宗要鈔」の二篇にして其の他は、後世門下によりて此の二書を敷衍せられたものである。故に高祖の御家譜を研究せんとすれば此の二書を根本史料としなければならぬ。然るに古來此の二書は眞偽未決なるものとせられてゐる。然らば何故に眞偽未決なりとせられたかと言ふに、古來の説を綜合するに、

(イ) 前に抄出せる善無畏三藏鈔以下の諸御書に「賤民の子」といひ「旃陀羅が子」といはれたのに對し餘りに甚だしき自語相違である。

(ロ) 聖人は善につけ惡につけ、卒直に自己を語らるゝ方であるから、若し此の書の如き由緒ある姓氏の出身なれば、たとひこれを得意氣に語らるゝのでないまでも何んとか言及されるのが聖人らしく思はれる、然るに二書に見るが如き姓氏家譜に關する記述は絶てない。と、

是は確に自語相違には違ひないが、前にも一言せる如く、若し宗祖御自身で「旃陀羅が子」といふのみでその俗姓に關して一言も仰せ遊ばされなかつたとしたら、宗祖は長く「旃陀羅の子」としてその姓氏に關する事は知られなかつたのである。宗祖御自身としては、姓氏家譜等は、何等問題ではなく、「王の門守の犬二疋候」と仰せになつた程であるが、後世の人、其の姓氏に關して疑念を起す事あるを慮り、四百余篇の中僅かに二ヶ所姓氏に關して仰せ遊ばされたものと拜察するのである。

(ハ) 偽撰の定評ある二書を除いては、長祿寛正年代以前には聖人の姓氏に關する文獻は一つもないようである。然るに大聖人御臨終の「御遺物帳」(日興上人筆)には「安房國藤平」とあり。此の事については、山川博士は、

藤太藤平など、通稱する所によれば藤原氏であつたとするのが正當の様だ。

と既に宗祖御在世中にも姓氏に關することのあつたのは事實である。

(ニ) 三國氏の祖先を聖武天皇に係けてゐるが、定説に従へば繼體天皇でなければならぬ。然し必ずしも繼體天皇系の三國氏のみが三國氏であるとは言はれない。今言ふ三國氏とは、鎌足より八代目共良が初めて三國氏となつてゐる。即ち河内守通行とは共良の異名であつた事は井伊家の系圖によつて明である故に三國氏とは藤原氏より出たる三國氏であつて繼體天皇系の三國氏ではない。

(ホ) 孝謙天皇の御代、異國の來寇を退治した麴の大臣が三國氏の祖であると言ふ事も、それが河内守通行だと言ふ事も歴史上明でない。藤原共良が三國の祖にして、共良が河内守通行であるから、異國の來寇を退治した麴の大臣とは共良の異名であつたらう。

以上の如く検討し來る時、直ちに此の二書を眞偽未決なりとするのは早計に失する。吾人は以上の二書を御自撰と判定して研究を進めて行きたい。本門宗要鈔の權頭とは權守の意味で、公卿の罪あつて左遷せられた者をいふのである。田中先生も、「權頭の重忠の一子として」と、何の疑念もはさまず眞撰と見なしてゐる。

滅後初めて現れたのは『長祿寛正記』(二七九)である。是には其の先を藤原氏なりと言ひ、其の翌年一八〇年には「宗旨名目」が出てゐる。是は「系圖御書」を敷衍せるものにして、其の先を三國氏としてゐる。僅か一年の差で、藤原氏と、三國氏の相違がある。以て今日迄多くの學者により、或は藤原氏なりと言ひ、或は三國氏なりと言はれて定説がない。故に後人其の何れが眞なるか、宗祖の御先祖は何氏なるか、今日迄明でなかつた。前に文献の全部を出したから今は何故にかゝる兩様の説を出したかと検討し結論に達する。系圖御書系統では三國氏を以て先とし、長祿寛正記系統では藤原氏を以て其の先としてゐる。玉澤の境持院日通師は、師一流の獨創的解釋を試て、

貫名氏は元來三國氏であつたが、井伊盛直の三男政直が遠州

の貫名氏を繼いだから藤原氏となつた。

と言つてゐる。然し井伊政直は自ら貫名に下つて貫名氏の祖となつてゐて、貫名氏を繼いだのではない。「系圖御書」「長祿寛正記」系統も共に貫名氏である事は異義がない。但その先が藤原氏であるか三國氏であるかの相違である。然らば此の藤原氏と三國氏との關係如何と言ふに、大職冠鎌足より八代目共良が三國氏の祖となつてゐる。此の共良は、聖武天皇の王子井德親王の御子麴の大臣即ち河内守通行の事で、共良はじめ異國來寇の時、三國の姓を賜ひ、是を退治して後、藤原氏を繼いだから藤原氏の系統で然も三國氏と名乗つたのである。共良は藤原氏の系圖の中に入つてゐない。これは以上の如き理由からである。共良以前は系圖に載つてゐる。共良の時をはじめて遠江を賜ひ、良春、良宗と三代京都にあつて三國を名乗り、共資に至つて初めて遠江に下向し、政直の時貫名に住したのである。「系圖御書」に、

自三神武一四十五代、聖武天皇、河内守通行ノ末葉遠州貫名五郎重實と云ふ迄は十一代也。

と、今「貫名氏系圖」「井伊氏系圖」によるに、

鎌足賜藤原(七代)——共良三四ノ祖——良春三國——良宗三國——共資藤原——共保井伊——共家井伊

——共直井伊——惟直井伊——盛直貫名——政直貫名——行直貫名——重實十一代

共良より重實までは十一代である。故に「系圖御書」系統も

「長祿寛正記」系統もその内容は異らないのである。今言ふ三國氏は繼體天皇の三國氏に非ずして、藤原氏より出でたる三國氏と見るのが當然である。共良以來井伊氏に至るも、或は藤原氏を名乗り、或は三國氏を名乗つてゐたのである。かく見る時其の先を藤原氏と言ふも三國氏と言ふも何等異なる所はないのである。

### ◎御兩親の人格と姓氏に就て

聖人御自撰では絶て系圖や父母の御身分は一言も仰せられてゐない。聖人が代々漁夫の子であらうが武士の後であらうが聖人自身に取つては何等關係がない。但し優生學上、心理學上どうも聖人程の大人格が何等の遺傳なく家庭の影響なくして出来ようとは思はれない。

と山川博士は言つてゐる。聖人は御兩親に對しては一言も仰せられてゐない。故に御遺文を拜讀して御兩親が如何なる人であつたかは知る由がない。後世あれ程までの聖人を産み出したる父母が普通の海邊の賤民であらうとは想像されない事である。古來の英雄偉人と言はるゝ人は必ず兩親の感化、家庭の影響を受けたものである。古來の宗門人は「旃陀羅が子」「賤民の子」と仰せられたのに執し、優生學上、家庭教育上の重要な事を認め乍らも姓氏に關する研究を等閑に附してゐたのである。偶々研究する人あるも只單に漁夫の子として簡単に片付けてゐる大聖人四百餘篇の中至る所に「漁夫の子」とあつて其の姓氏を

仰せられてゐるのは僅かに二ヶ所に過ぎない。之は何故であつたかと言ふに、古來名僧智識と言はるゝ人々は多く名家より出で、即ち權門を利用して宗旨を弘めたが、日蓮聖人は是と反對に、あく迄法華經の精神に基き上行菩薩の再誕として不惜身命法華經を弘通せられたから、その本地に重きを置き俗姓は仰せられなかつたと思ふ。大聖人は大法の前には王位すらものゝ數ともせず、

僅かの小島の長(六二五)

と言ひ關白以下の公卿を

長などにつかへんものども(同)

と呼び源平二家の武將を

王の門守の犬二疋候(一九一四)

と大法弘通の上から言へば其の先が藤原氏であらうが、何等大聖人御自身には關しないのである。

又次の如くに考へられる。

一、開宗以來門下檀越に對する迫害は日毎に増つてゐる。若しも父母の御名を出して、御兩親に迄迫害を及ぼしてはならぬと言ふ孝心からはなからうか。

二、宗祖が門下又は主なる檀方に御書を御與へ遊ばさるゝに際しては大抵御自身の御兩親の姓名は御承知であらうと御察しになつて特に御名を出さなかつたとも考へられる。

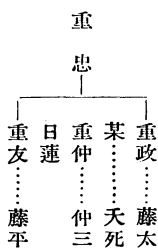
三、御兩親は領家の尼御前とは特に親しく交際して居られた程、由緒ある大名の末であるから、宗祖折伏の反響で御兩親の

御放免が後れてはならないとする考へからとも考へられる。

何れにしても宗祖は賤民の子であらうが、由緒ある名家の末であらうが御自身は關心を持つて居られなかつた事と思ふ。然し乍ら聖人の流を汲む吾人が、宗祖の御俗姓が何人であるか、御両親が如何なる人であつたかを研究する事は、大聖人の教學を研究し、宗門史を研究するのと同様に重大な意義が存するものと思ふ。

日蓮聖人十講に、

父上は遠州の武士貫名氏で安房に流された人だとか、母上は下總の郷士大野氏で清原氏だとか、曾谷、富木等の人々は親戚であつたといふ傳説がむしろ事實に近いと認めなければならぬ。そこで傳説によると聖人の父貫名重忠殿には、五人の子息があつて聖人は其の第三又は第四の御子であるとなつてゐる。其の第四と言ふ説が有力である、即ち左の通り、



是は「井伊家系圖」等に記する所である。藤太藤平など、通稱する所によれば藤原氏であつたとするのが正當のやうだ

この中重政、重仲の兩人のことは知れないが、藤平と名乗れた方のあつた事は、池上本門寺に現存せる聖人御臨終の「御遺物帳」の中に明に安房國藤平と書れてある事實によつて證據立てられる。

と山川博士も一應姓氏説を否定してゐるが再應貫名氏藤原氏を以つて其の先なりと言つてゐる。かく宗門人は姓氏説を採用するにはするが、進んでそれを研究せんとする人が少ないのである。否殆んど皆無と言ふべきである。是は先に言へる如く文献の少ない事と、本地に重きを置きたる結果と思ふ。山川博士は圖の下に附記せる如く藤太、藤平を通稱する所を見れば、藤原氏なりと。更に次に併し之は境持院日通の説を擧げたによればさしつかへない譯である。と、宗祖は貫名氏の出で、更に貫名氏は藤原氏の後裔なりと斷定してゐるのである。

### ◎共資下向と政直貫名へ居住

長祿寛正記に曰く

共良の後胤也。共良四代の孫備中守共資京より下向し、始めて遠州村櫛に居住す。

遠江風土記に曰く

○志都古城。在二南之崎一云志津三郎者築焉。古老曰ク九條殿御内備中守共資者一條院御宇正曆年間二奉二倫命一領二知遠江國一住二北城一又住二堀江一寛弘七年正月朔日、一子備中守共保生三千引佐郡井伊一同年共資移三井伊城二而爲二古城一又寛弘七年落城。

眞實傳に曰く

鎌足より十二代の正齋備中守共資正曆の元年夏の頃京都を去つて、遠江國村櫛と言へる里に住居せしに、

日蓮聖人傳十講に

備中守共資が一條院の正曆の初め遠州村櫛に住してゐた。

井伊家の系圖に曰く

傳曰人皇六十六代一條院御宇正曆年中天勅共資始下遠江數智郡村櫛之郷而居城城地之舊基三丁今在之名城山巡檢遠江一國而執中之政務也。村櫛之郷去井伊谷三里。

當家宗旨名目に曰く

中に遠江國は子孫迄と約束也。

宗旨名目によるに、共良の時異國の來寇を退治して其の功勞により遠江を賜ひたる事明である。然るに下向の年月は記されず、寛正記に共資の時下向して初めて村櫛に住したとしてある即ち共良の功勞により遠江其の他の國々を賜ひ、四代目の共資の時下向して村櫛に住したのである。共資は「九條家の公家」とある所から見れば、藤原氏でも九條家の出である様である。人皇六十六代一條天皇の御宇、遠江の國司として正曆元年六月下向して村櫛に住居したのである。正曆元年は皇紀一六五〇年鎌足公より三二一年後共良より約二百五十年後に當り、今より九四五年前に當るのである。共資迄京都にあつて三國を名乗り共資の時又元の藤原の姓を名乗り、赴任したのである。

龍潭寺古記に

遠州十二郡駿三にて三郡を領す。

とあれば遠州のみでなく、駿河三河の兩國にも何程かの領地があつた様である。

下向せる共資が村櫛に城を築き之を志津城と名付けた。現在の其の城趾を志津古城と稱するは、共資此の城に住し、嫡子がなかつたので、井伊谷八幡宮に祈誓を凝し一子を得共保と名付けた。共保に井伊谷城を興へ、共資は村櫛に隠棲して井伊城を新城と名付け、村櫛を古城と稱したのである。共資の下向せる年代は明なるも、共資とは如何なる人であつたかは一切不明であつた。然も下向年齢さへ明でなかつた。初め共資が下向して村櫛に住してゐた事は何人も疑ふ餘地のない事である。而して其の地に城を築き志津城と稱し子孫の居城と定めたのである。共資下向して廿一年目に共保を得、共保が成人して井伊谷城を之に興へ自身は村櫛に隠棲した。此の時共保は少くとも二十歳前後と思はれる。されば此の間四十余年があり、爾後共資五六年にして逝去したと思はれる。故に共資は村櫛に住する事四十五年であらう。若し共資が長命して七十五六歳迄生きたとすれば下向當時三十歳前後と考へられる。三十歳位でなければ國司として赴任して来る筈がない。かく考察する時共資は三十歳前後で遠州に下り在住四十余年にして年七十五六の時逝去せられたのである。此の時養子の共保は廿五六歳位であつたらう。而して下向當時奥方の有無に就ても全く知る由がない。然れ共發見された墳墓を見るに二個のカートゥより成れるを見れば其れが夫人の墓にして夫人の有つた事は事實である。現在夫人に就いて知る文献傳説のない所を見れば京都から來た事と思ふ。二人の間には女子のみで男子なく、後繼者に就き共資は非常に苦心

した様子である。隣村井伊谷の氏神、自身の守護神たる八幡宮に祈願を凝し、毎年正月元且には自身參拜する事としてゐた。下向後廿一年目に例年の通り參拜を濟せ石段を下らんとした時、石垣の傍井戸の中に赤兒の泣聲が聞へ之れ神の與へと喜び歸り成長して自分の女を嫁せて後目とし共保と名乗らせ出世の因縁に因んで井桁と橘の紋所を與へたのである。此の共保を得た時一歳の説と三歳の説と七歳の説とがある。又拾主にしても、共資が拾つたのと神主が拾つたのと兩様がある。先ず共保の逝去は寛治七年三月廿日で皇紀一七五三年で八十四歳であつたから其の誕生は一六七〇年寛弘七年となる。然れ共正月元且に生れたものを直ぐ捨て様管がない。故に二歳以上であつたと思はれる。古來何れも共保の誕生を寛弘七年正月元且としたのは、共資が拾つたのを以て誕生としたのである。事實は寛弘七年正月元且より先で、恐らく生後何ヶ月かを過ぎてゐたものと思ふ。又拾主にしても共資自身と神主との兩様がある。又養育したる者も龍潭寺の寺中に居た野澤だと言ふ説と神主西尾權守共房だと言ふ説との兩方がある。然も兩家とも現存し井伊家の系圖を家寶としてゐる。西尾氏の如きは現主を西尾常吉と言ひ近年系圖を提へ井伊家に申出たとの事である。是等の説を綜合するに寛弘七年正月元且、共資例年の通り神前に祈誓を凝し、神主及び家來と共に退社せんとした時、井戸の傍に捨てられてゐた赤兒を拾ひ上げ、之れ天の與へと喜び然も未だ如何なる赤兒なるか知れぬため、暫く神主に預け成長して一國を任る器ならば

我が子とせんとしたもので、此の神主が西尾權守であり、而して神主は此の赤兒を我子として自身では養育不可能なため野澤氏をして授乳せしめたのである。而して七歳になるに及んで、天性明敏なりしたため共資是を引き取り、爾後其の女を嫁す迄養育したものであらう。故に西尾家並に野澤家共に共保の養育係であつて、井伊家の系圖を所持してゐる事も何の不思議もない。共保成長して其の女を嫁せし時、共資は既に七十前後であり共保に井伊谷新城を譲り、自身は村櫛に隠棲せられて余生を送つたのである。是は現主西尾常吉氏の井伊家の系圖の中に當時の有様が無言に語られてゐる。其の主なる所を抄出するに、

#### 歸落被遊候者也

とある。西尾家に於ては共資は萬事を共保に譲り、京都にお歸りになつたものとのみ考へてゐた。故に共資は京都に於て逝去遊ばされたものとのみ考へられた。然るに是が若しも京都にお歸りになつたとすれば歸落となければならぬ。然るに歸落とあるは京都に歸つたに非ずして、何處かに再び歸つたに違ひない共資初め村櫛に住し、共保の頃から井伊谷に移つたのであるから歸落こそ萬事を共保に譲り、自分は思ひ出深き村櫛に隠棲されたものと見るのが當然である。

古來今の墳墓地をお山塚と呼び、是を尊崇してゐる所を見れば、共資は必ず村櫛に歸り此處で餘生を送り薨去の後城の裏山である現地に葬つたものと考へられる。共資が世に現れなかつた原因は此の「歸落被遊候也」と言へるのを京都とのみ解せら

れた結果であつた。お山塚に葬むられたる共資は、只位牌のみ井伊谷の地藏寺（今の龍潭寺）に安置され、年の経過と共に忘れられやがて墳墓地も何處とも知れなく九百年の今日に及んだのである。共資の寂年は不明であるが、七月一日に薨去された事は龍潭寺の記事によつて明である。現に共資の墳墓地を發見せる濱松市法雲寺鈴木師は其の日を卜し御山塚と法雲寺との兩所に盛大なる供養祭を奉行してゐる。是れ日蓮聖人の流を汲む宗門人として當然の義務であり乍ら九百五十年已來未曾有の事で師を以て嚆矢とする。

初め共資女子のみで男子なく其の後繼に苦心し八幡社に祈願を凝した事は己に述べた所である。八幡社は當時八幡山地藏寺と稱し八幡社と地藏寺と合併されてゐた。本尊は行基菩薩自作の地藏菩薩を安置し三論宗であつた。現在の龍潭寺は當時の八幡社の一部古は廣大なる境内と寺録があつた。現在の井伊谷宮及び龍潭寺一帯が當時の境内であつた、後世後醍醐天皇の皇子宗良親王武運利なく元中二年八月十日井伊城に薨去遊ばされ、井伊谷宮として社を造營するに當り、八幡社を割き、又明治維新神佛別離せらるゝに際し、八幡社は村の西北に移され、龍潭寺のみ残つた。然も共資以來九百年を経前後數回の火災のため當時の面影を残すものは只出生の井あるのみである。然も井は寺の門前約一町の田の中にあり、高さ三尺、縦横五尺の井桁に組み、傍に橋の木があり、共資當時が髣髴として思ひ出されるのである。

井伊谷龍潭寺は井伊家代々の菩提寺にして、其の御魂屋には井伊代々の御位牌が安置してある。井伊家に於ては、共保を元祖としてゐる。然し事實は共資を以て元祖となすべきではなからうか。共保を元祖とし共資を忘れられたのは、出生の因縁により自ら井伊を名乗つた事と、又一面共資の墳墓の不明だつたとに起因するのである。共資は村櫛に居住し、共保は専ら井伊谷に住した。共保の子共家は、村櫛及び井伊谷の兩城に住し、其の子共直は村櫛に、共直の子盛直は専ら井伊谷に在城してゐた。共保より盛直に至る間は或は村櫛に或は井伊谷に住してゐた。盛直から後は村櫛に住せず、専ら井伊谷に住したのである。

盛直に四人の子があり、長子は早世し、二男は井伊二郎と稱し、井伊六代を繼ぎ、三男は赤佐三郎と稱して、赤佐の家を起して同郷横尾に住してゐた。四男は貫名四郎と稱し、貫名に下つて貫名家を起してゐる。此の事は龍潭寺の古記の中に記してある。共資、共保は失はれて知れぬが、共家より以後は明瞭である。

共家

從五位下井伊備中次郎後遠江守三補任す、大職冠十四代、堀河院御宇永長丙子年信州菅谷へ出陣。得勝利補正五位下一

法號 清源院殿前遠州太守享元良運大居士

寂 七月一日

共直

正五位下井伊遠江權守初名二九郎一

法號 正守院殿前遠州太守機峯祈關大居士

寂 九月三日

惟直

井伊九郎後三新太夫共直ノ家嫡也

法號 聖心院殿溫漢智良大居士

寂 十月十五日

盛直

從五位下井伊新太夫

法號 玄峰院殿行因淨密大居士

寂 五月十四日

良直

井伊次郎盛直ノ次男也

法號 擲殿院殿本心元道大居士

寂 七月八日

俊直

赤佐三郎 盛直ノ三男也奥山ノ祖

法號 盛密院殿閑隱清休大居士

寂 承元三年七月一日

政直

貫名四郎 盛直ノ四男也貫名ノ城主

右によるに、三代共直迄は法號に前遠州太守を付してゐる。

是を以ても遠州の國司たる事は明瞭である。四代以後は是を用

ひてゐない。因に共資は

法號 信元院殿前備中守本源道性大居士

寂 七月一日

共保

法號 自淨院殿前備中太守行輝寂明大居士

寂 寬治七年三月廿日 八十四

である。共保以來十一代迄は年代が記してない。故に此の間の年代は知る事が出来ないが、但赤佐俊直のみが承元三年七月一日と記してゐる。政直に至つては貫名の城主とあるのみで全く知る由がない。盛直の三男俊直が赤佐三郎と稱し横尾に住し、承元三年逝去してゐる、承元三年は皇紀一八六九年で村柳下向から二一九年後である。俊直の弟政直が貫名に下つた事は明であるが其の年代に至つては一切不明である。遠州貫名山妙日寺は政直が住せし舊跡なりと言ふ。然も妙日寺に於ても、政直が貫名に住せし年代も、其の逝去の年も一切明でない。然れ共余今回龍潭寺に於て政直の兄俊直の逝去の年月を知る事を得て、政直が貫名に下りし年代を、俊直の逝去の年代より推して、是を知る事が出来た。即ち奥山舊記に曰く、

元祖俊直、赤佐三郎、墓所横尾村、法號 盛密院殿閑院清休

大居士、寂 承元三年己七月朔日

二代共俊、赤佐左衛門、墓横尾村、法號 法了院殿大道義徹

大居士、寂 寬元四丙午年五月初三日

三代共明、墓所横尾

四代朝清、奥山正法寺



五代奥山六郎、奥山正法寺

又井伊古記に曰く、

赤佐、井伊谷郷横尾村にあり、赤佐三郎俊直住居の地、屋敷一跡也。塚に榊ノ木あり。赤佐三郎様と尊崇し、九月九日今に祭る。

と、横尾村に田力文彦と言へる者あり、其の先を田力文右衛門と呼び、代々横尾に住し此の赤佐の塚を守ると、古は書物、古刀、古器等あれど次第に紛失し、今は古刀を一本家寶としてゐるのみ。墓地には現在榊は枯れ、代りに南天が六七本植り、周圍は桑畑となつてゐる。田力家に聴けば、詳しき事は年と共に恐れられた。と、

その赤佐三郎俊直の逝去した、承元三年皇紀一八六九年から推して、此の俊直が八十歳位で逝去したとすれば、恐らく横尾村に赤佐を名乗つて井伊より別家したのは其れから五十五年位前か六十年位前と考へられる。二十歳で横尾に下つたとすれば、一八〇九年となる。政直は此の俊直の弟であるからそれから一、二年後の事は確である。故に政直が井伊家から別れて貫名に下つたのは恐らく、皇紀一八一〇年前後と見る事が出来る。然して其の時政直は二十歳前後であらう。故に政直が貫名に別れる迄、共資下向より約百六十年後といふ事になる。是から建仁三年五月七日重忠が小湊に流罪になる迄貫名に住してゐた事になる。建仁三年は皇紀一八六三年であるから、五十三年間政直、行直、重實、重忠の四代が貫名に住してゐたのである。(未完)

## 縁覺獨語譚

一仙散史

- 能筆が自慢ならば悪筆も自慢であらう。阿呆が不具なら天才も不具である。
- 縦横に裂き易い紙は眞直に切り難い。
- 戦はんとして敵のないことは哀愁である。
- 學びも事業もその人の人生の色彩でなければならぬ。それがその人の總てであるなら憐むべきだ。あゝ！
- 愛人の前で常に紳士である男は、紳士になりすませる裏面を持つて居る。
- 疑うのは信じたいが爲である。
- 諦めようとは諦め切らぬ人間の努力である。忘れようとは新なる把握である。
- 自己苦 五苦樂
- 強く引かれ愛着に悶へ乍ら反抗し續けなくてはならぬ相手がある時がある。時としては反抗そのものが愛着の別表現であるかも知れない。
- 石火光中爭長競短幾何光陰蟻牛角上較雌論雄許大世界噫開口不笑者是痴人歟